

「生産性向上特別措置法」が施行されました！（平成30年6月6日）

平成30年6月6日に「生産性向上特別措置法」が施行されました。本法律では、1. プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設、2. データの共有・連携のためのIoT投資の減税等、3. 中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定しています。

近年、IoTやビッグデータ、人工知能など、ICT分野における急速な技術革新の進展により、産業構造や国際的な競争条件が著しく変化しています。2020年までを「生産性革命・集中投資期間」として、生産性向上特別措置法により、産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じる、というものです。

次に法律の3つの柱についてご説明いたします。

1) 「規制のサンドボックス」制度の創設

既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証及び規制改革につながるデータの収集を可能とします。

2) IoT投資の減税等

データの共有・連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対する減税措置等の支援を行います。また、一定のセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を創設します。

3) 生産性向上のための設備投資の促進

中小企業者が、市町村の認定を受けた計画に基づいて先端設備等を導入する際の支援措置を講ずることで、地域の自主性のもとで、生産性向上のための設備投資を加速します。

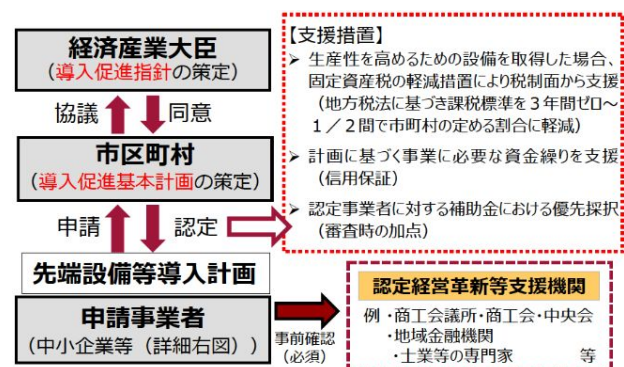
今回のレポートでは、3「設備投資の促進」についてもう少し深く解説していきます。もちろん1と2も重要なのですが、特に3については多くの企業に関係する可能性が高いです。

本法律においては、今後3年間を集中投資期間

と位置づけ、中小企業の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資（先端設備等導入計画）については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることとなっています。

シンプルに説明しますと、「市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになる」場合があります。

<先端設備等導入計画スキーム>



中小企業者が、計画期間内（3～5年）に、労働生産性を一定程度（年平均3%以上）向上させるため、先端設備等（生産性向上に資する指標が年平均1%以上向上する設備）を導入する計画を策定し、市区町村における「導入設備基本計画」等に合体する場合に認定を受けることができます。

次に、固定資産税の特例のスキームについてですが、「工業会等の確認」及び「認定支援機関の確認」が必要になるという点が特徴的だと思います。工業会の確認とは「生産性向上（1%以上）要件を満たしていることの確認」とされています。認定支援機関の確認とは、「労働生産性が年平均3%以上向上するかについての確認」とされています。

また、注意して頂きたいのは、「導入促進基本計画の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象」ということです。是非、皆さんが所在している地元自治体のチェックをして下さい。

<詳細について> <https://bit.ly/2sLTtNL>